

統合協議会だより

令和6年3月発行【第7号】 川島町教育委員会 学校統合推進室

☆令和7年度からのつばさ小学校の通学体制を検討しました！

統合協議会では、昨年から、学校や保護者の皆さんの意見などを取り入れながら、令和7年度からのつばさ小学校の通学体制について検討してきました。そして、3月18日開催の統合協議会・全体会議で、通学体制について審議のうえ決定したことから、今回の統合協議会だよりでは、この内容について、お知らせしま

1. 基本的事項

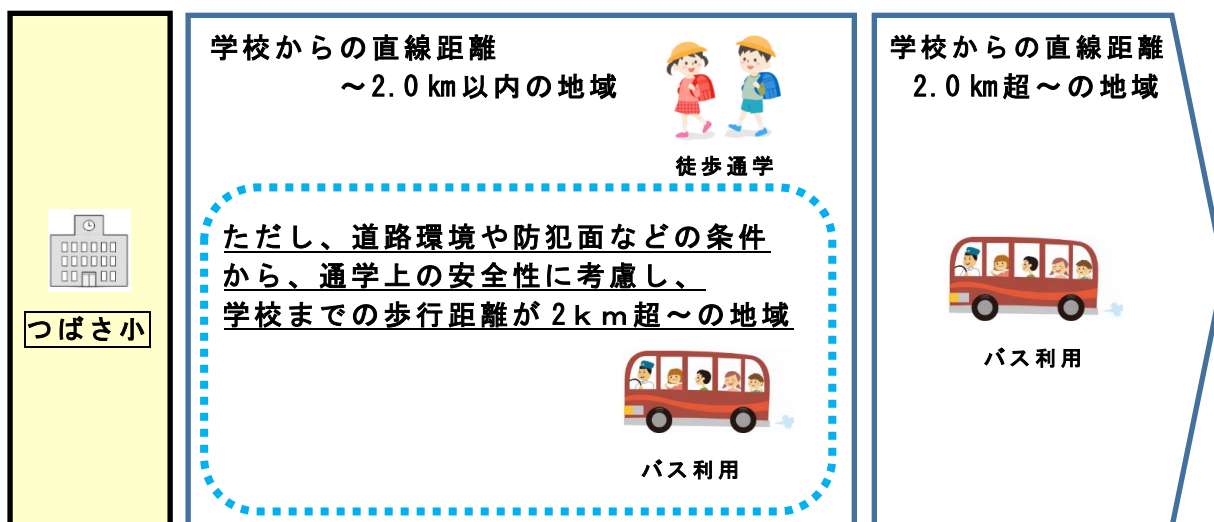
- ・ 児童の通学方法は、原則、徒歩となります。
- ・ ただし、遠距離通学を支援するため、スクールバスを運行します。
- ・ 令和7年度のバス運行ルートは、全部で8ルート設定します。
- ・ 1ルートにバス（最大乗車人数は27人）を1台ずつ配備し、8台の運行体制とします。
- ・ 学童クラブを利用する児童は、下校便で、学童クラブ（つばさ南学童・つばさ北学童）に送り届けます。（徒歩通学児童も含む）
- ・ 徒歩通学児童の登下校の安全を確保するため、見守り体制の構築を図ります。
- ・ バス運行体制は、将来の児童数の減少や、家庭の分布状況等を考慮することで、再度、見直すこととします。

2. スクールバス利用対象者

- ・ バス利用対象者は、原則として学校から直線距離で2kmを超える地域に住む児童としますが、直線距離で2km以内の地域であっても、道路環境や防犯面などの状況から、通学上の安全性を考慮し、歩行距離で2kmを超える地域に住む児童も対象とします。

なお、令和7年度のつばさ小学校の児童数は229人で、上記の要件からすると、スクールバス利用の児童数は188人、徒歩通学の児童数は41人の見込みです。

3. 通学体制イメージ図



～ご質問やご意見がありましたら、下記事務局までお寄せください。～

つばさ南・つばさ北小学校統合協議会事務局（川島町教育委員会 教育総務課 学校統合推進室）

TEL：049-299-1730 FAX：049-297-8410

4. 検討の経過

統合協議会では、つぎのように、学校、保護者の皆さんの意見などを取り入れて、逐次、通学体制を修正しながら、検討してきました。

- 昨年 5～9 月 通学体制班(学校職員、P T A 代表)での検討を基に、事務局で通学体制(案)を作成
- 昨年 10 月 つばさ南・つばさ北小 P T A 役員に、通学体制(案)を説明し、意見聴取
- 昨年 11 月 つばさ南・つばさ北小の在校生保護者に、通学体制(案)を資料配布し、意見聴取
- 2 月 つばさ南・つばさ北小の在校生保護者、未就学児保護者に、通学体制(案)を資料配布し、意見聴取
- 3 月 18 日 全体会議・第 3 回を開催し、通学体制について審議のうえ、通学体制を決定

5. 通学体制(案)に関する Q & A

頂いた質問、意見などのうちから、主なものをお知らせします。

	質問・意見など(Q)	回答(A)
1	遠距離通学の基準(バス利用基準)を、原則、学校から直線距離が 2.0 km 超としながらも、学校までの歩行距離が 2.0 km 超も対象としたのは何故ですか。	農村地域で集落が散在する中にあり、地域の目が届きにくいなどの事情に配慮し、バス利用の基準を緩和してほしいという声を受けて、総合的に判断し、歩行距離 2.0 km 超も対象としました。 参考) 文科省による遠距離通学の基準では、小学生は 4.0 km 超とされています。
2	徒歩通学だと、途中、信号機や歩道など整備されていない箇所もあって、危険なのですが。	今年夏に、圏央道側道に信号機の設置が予定されていますが、さらに中学校南側に横断歩道の設置や交通規制、グリーンベルトの敷設など、関係各署に依頼をかけています。
3	学校から遠距離にある児童は、バスで通学支援するとのことですが、徒歩通学圏内(学校までの歩行距離が 2.0 km 以内)の児童には通学支援は無いのですか。	子供たちの登下校の見守り活動に関しては、P T A や交通指導員による立哨指導のほか、スクールガードを中心とした付き添い、教職員による安全指導や通学路点検、地域住民による見守り、警察官によるパトロールなどあるわけですが、さらに効果的なものにするには、地域ぐるみの連携・協働が必要不

		<p>可欠であり、それには学校が核となり、見守り体制を構築する必要があります。そこで、コミュニティースクール（学校運営協議会）において、新たな見守り体制について検討することにしていきます。</p> <p>補足）コミュニティースクールとは 学校運営等に必要な支援に関して協議する組織です。保護者、地域住民等が参画し、学校支援を促します。</p>
4	<p>バス 8 台の運行体制とのことですが、さらにバスを増車して、全員バスに乗せて頂けませんか。</p>	<p>バスを運行する趣旨は、遠距離にある児童の通学支援であること、何卒ご理解をお願いします。遠距離通学の基準（学校までの歩行距離が 2.0 km 超）を適用し、この基準を満たす児童を 1 便で運行するのに導入できるバスは 8 台が限度となります。バス 1 台当たり年間 750 万円程度の運行費用がかかり、今後も児童数減少していくことが明らかな現状において、8 台を超えてバスを導入することは、財政的に困難と考えています。</p>
5	<p>徒歩通学圏（学校までの歩行距離が 2.0 km 以内）において、将来的に、通学班が組めなくなると予想しています。この場合は、バス運行を検討していただけますか。</p>	<p>将来的に、児童数がさらに減少して、通学班が編成できない状況となった場合には、徒歩通学圏内においても、柔軟にスクールバスの運行を検討することとします。</p> <p>補足）通学班は 4 名以上と考えています。なお、通学途上で他地区の児童と合流するなど柔軟な編成をお願いします。</p>
6	<p>徒歩通学圏（学校までの歩行距離が 2.0 km 以内）ですが、それでもどうしてもバスを利用したいのですが、バスを利用できませんか。</p>	<p>徒歩通学でお願いします。ただし、バスの座席に空席があることを前提に、特別な理由がある場合は、最寄りの停留所を活用することで、例外的にバス利用を認めることも検討したいと思います。</p> <p>補足）特別な理由 いじめなどを理由に通学班に入れない。健康上の理由で徒歩が困難。保護者が学校まで送り迎えできないなど</p>

6. 今後の予定

5月

つばさ小学校通学体制に関する説明会

場 所 つばさ南小学校、つばさ北小学校

対象者 ・令和6年度つばさ南・つばさ北小学校の在籍児童の保護者
・令和7年度つばさ小学校入学予定児童の保護者

※説明終了後、バス利用児童の保護者（停留所ごと）、徒歩通学児童の保護者ごとにグループに分かれて、お互いに顔合わせなどします。

5～10月

つばさ小学校通学体制の構築作業

1) バステスト運行、時刻表の作成

2) 徒歩通学路・集合場所の確認、点検

※徒歩通学児童の保護者におかれましては、通学路・集合場所等の確認、点検にご協力をお願いします。

11～12月

令和7年度スクールバス説明会

場 所 つばさ南小学校、つばさ北小学校

対象者 バス利用児童

※説明終了後、利用停留所ごとに分かれて、情報交換などお願いします。

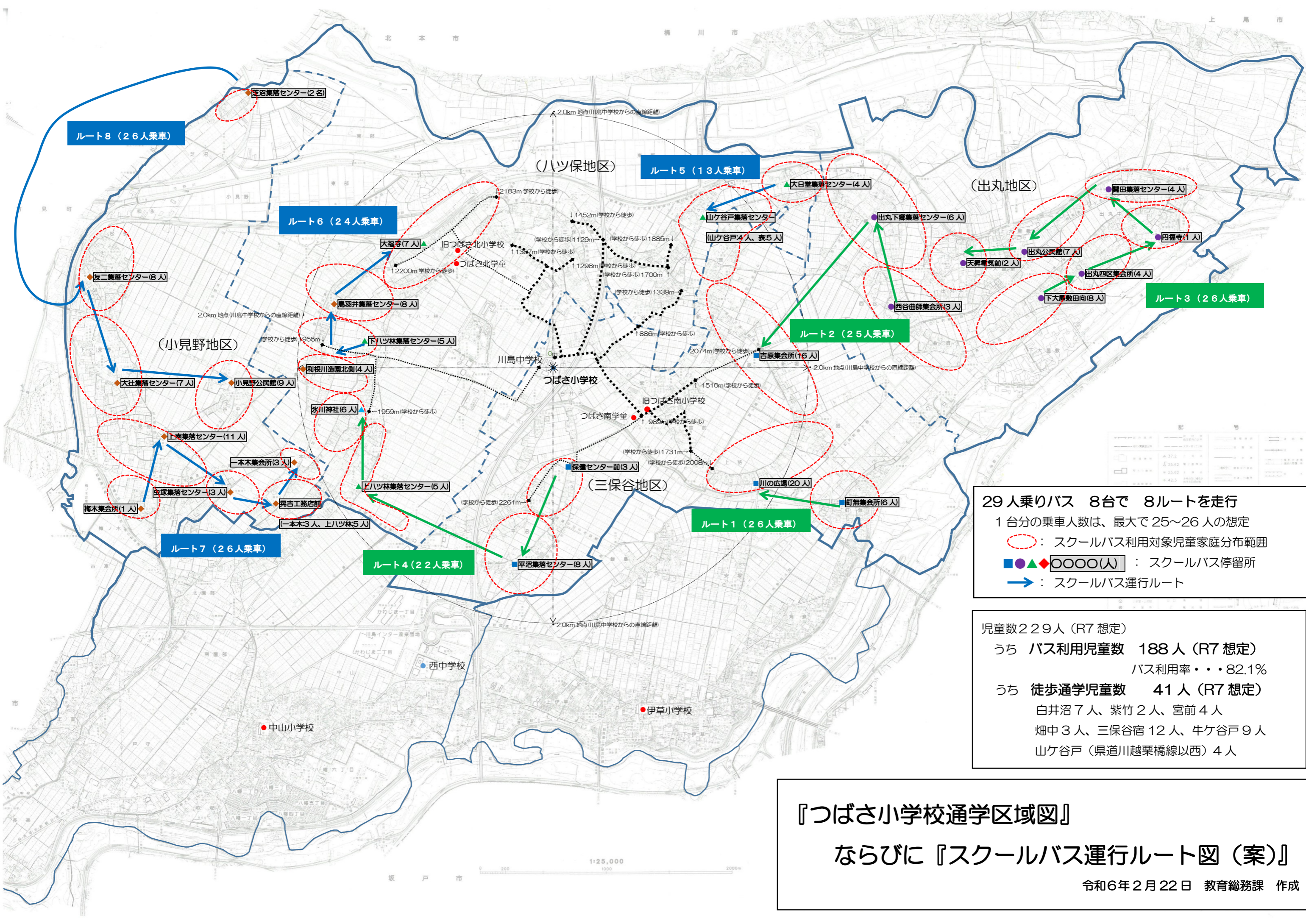
後日、バス利用申込をしていただきます。

7. 児童の通学における安全確保の検討について

児童生徒の通学途上の安全確保を図るには、道路や交通環境等の整備は町や警察が努め、児童生徒への指導は学校が努め、また見守りは保護者が努めるほか、さらに地域住民の協力も必要です。このようなことから、この課題の検討は、学校を中心に、保護者、地域の実情に詳しい地域住民等が互いに協力し合うことが望ましいと考えます。そこで、令和7年度からのつばさ小学校児童の通学における安全確保（※1）については、コミュニティースクール（※2 学校運営協議会）で検討を進めることとしています。

※1 危険個所の確認、人的配置（立哨当番、スクールガード、子供110番など）など

※2 コミュニティースクールとは、学校運営等に必要な支援に関して協議する機関です。保護者、地域住民等が参画し、学校支援を促します。



29人乗りバス 8台で 8ルートを行行
 1台分の乗車人数は、最大で25~26人の想定
 ○ : スクールバス利用対象児童家庭分布範囲
 ■●▲◆□○○○(人) : スクールバス停留所
 → : スクールバス運行ルート

児童数229人 (R7 想定)
 うち バス利用児童数 188人 (R7 想定) バス利用率・・・82.1%
 うち 徒歩通学児童数 41人 (R7 想定)
 白井沼7人、紫竹2人、宮前4人
 畑中3人、三保谷宿12人、牛ヶ谷戸9人
 山ヶ谷戸(県道川越栗橋線以西)4人

『つばさ小学校通学区域図』
 ならびに『スクールバス運行ルート図(案)』
 令和6年2月22日 教育総務課 作成